

夏季休暇、元気回復休暇の取得促進及びクールビズの実施について

夏季酷暑期間における職務能率の向上、職員のワーク・フォー・ライフの実現、特定事業主行動計画における目標達成に向けて夏季休暇及び元気回復休暇の積極的な取得をお願いします。

また、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、環境意識の高揚と CO2 排出量の削減を推進するため、クールビズを実施します。

1 夏季休暇（特別休暇）の取得促進

- 期間：5月1日から10月31日まで
(一般職員、任期付職員、再任用職員の付与日数は5日、会計年度任用職員の付与日数は「5日の範囲内で定められた日数」)
- 職員の心身のリフレッシュ等のための休暇であることから、業務上支障のない範囲で週休日や祝日と組み合わせるなど、連続して休暇の取得することができるように配慮してください。
- (参考) 2020年度夏季休暇平均取得日数：4.8日(会計年度任用職員を除く)

2 元気回復休暇（年次有給休暇）の取得促進

- 郡山市特定事業主行動計画(後期計画 2021.4～)では、「1年間(暦年)で年次有給休暇を5日以上取得する職員の割合を100%にする」という目標を掲げています。元気回復休暇(年次有給休暇)の取得に向けた積極的な声掛けを行い、働きやすい職場環境づくりに努めてください。
- (参考) 2020年度年次有給休暇平均取得日数：9.8日(会計年度任用職員を除く)
- (参考) 2020年度年次有給休暇を5日以上取得した職員の割合：70%
- なお、働き方改革による改正労働基準法により、企業には、「年間10日以上年次有給休暇が付与される者に対し、最低年5日は年次有給休暇を取得させること」が、義務付けられています。

3 クールビズの実施

- 期間：5月1日(土)から10月31日(日)まで
- 取組内容：
 - ・冷房時の設定温度各28℃を目安とする。
 - ・「公務員として節度ある服装」による軽装での勤務を励行する。
 - ・告知ポスターにより、市民等へ周知する。